

富山県医療的ケア児在宅レスパイトモデル事業のご案内

県内で在宅生活を送る医療的ケア児のご家族が安心して休息（レスパイト）できるよう、普段利用している訪問看護ステーションが医療保険の訪問看護終了後も一定時間の見守りを行うモデル事業を実施します。

【対象となる医療的ケア児】

以下の要件をすべて満たす方が対象となります。

- (1) 富山県内に住所を有する方
- (2) 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある方
- (3) 在宅で家族等による介護を受けて生活している方
- (4) 医師の訪問看護指示書による医療的ケア※を必要とし、日常的に訪問看護を利用している方
- (5) 当該事業の利用日に入院や入所をしていない方

※対象となる「医療的ケア」の詳細は、裏面を参照

【利用時間、委託料】

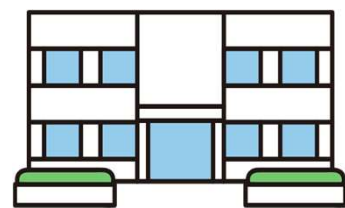
医療保険分の訪問看護（最大1.5時間）と合わせ、最大4時間の在宅レスパイトが可能です。

1回あたりの利用時間 年度上限の目安	委託料（単価）	備考
30分単位、2.5時間まで （年度25時間/人まで）	30分あたり5,000円 （最大25,000円まで）	事業実施は、医療保険による訪問看護時間の後に限ります。

※利用者負担はありません。（ただし、衛生物品等の実費相当分、交通費は除きます）

【利用のイメージ】

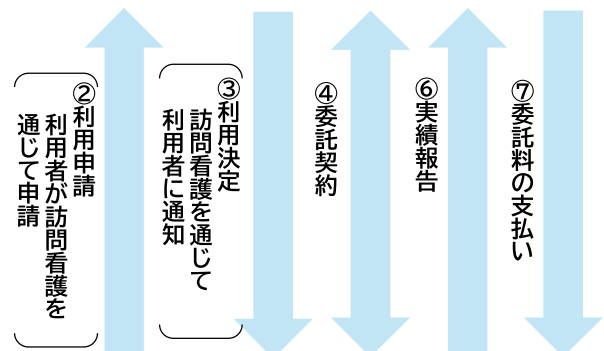
※実際の事業利用の手続きについては、裏面を参照ください。



富山県障害福祉課（事務局）

【対象者】①～⑤の要件をすべて満たす医療的ケア児

- ① 富山県内に住所を有する者
- ② 18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者
- ③ 在宅で家族等による介護を受けて生活している者
- ④ 医師の訪問看護指示書による医療的ケア（※）を必要とし、日常的に訪問看護を利用している者
- ⑤ 当該事業の利用日に入院や入所をしていない者



利用者
（医療的ケア児とその家族）

①在宅レスパイトの利用相談

⑤在宅レスパイトの提供
（医療保険分の訪問看護と合わせ
最大4時間）

普段利用している
訪問看護ステーション
（指定訪問看護事業者）



事業の流れ

利用申請

利用者（医療的ケア児のご家族等）と相談のうえ、事業を利用する場合は原則、利用希望日の1か月前までに訪問看護ステーションから、必要書類を添えて事務局（富山県障害福祉課）に利用申請をしてください。

利用決定

事務局にて申請内容（事業利用の可否）を確認します。該当と判断した場合、利用者に対し「利用決定通知書」を訪問看護ステーションを通じて通知します。

委託契約

事務局と訪問看護ステーションとの間で委託契約を結びます。契約締結後、契約書のほか「事業委託通知書」及び「事業利用者台帳」を訪問看護ステーションを送付します。

事業実施

委託契約後、事業を実施可能です。日時等は利用者と調整してください。事業の実施状況は、事業利用者台帳に記入してください。
※年度の利用上限の目安（25時間）を超えないようご注意ください。

実績報告 お支払い

事業を実施した日の翌月10日までに、前月分の実績及び請求書を事務局に提出してください。在宅レスパイトの提供を行わなかった場合、報告の必要はありません。実績等を確認後、委託料をお支払いします。

※医療的ケアの内容（以下のいずれかのケアを受けていること）

- | | |
|---|---|
| ①人工呼吸器の管理 | ⑩血糖測定（持続血糖測定器を含む） |
| ②気管切開の管理 | ⑪継続的な透析（血液透析、腹膜透析を含む） |
| ③鼻咽頭エアウェイの管理 | ⑫導尿（利用時間中の間欠的導尿、持続的導尿（尿道留置カテーテル、膀胱瘻、腎瘻、尿路ストーマ）） |
| ④酸素療法 | ⑬排便管理（消化管ストーマ、摘便、洗腸、浣腸） |
| ⑤吸引（口鼻腔・気管内吸引） | ⑭痙攣時の座薬挿入、吸引、酸素投与、迷走神経刺激装置の作動等の処置 |
| ⑥ネブライザーの管理 | ※医師から発作時の対応として上記処置の指示があり、過去概ね1年以内に発作の既往歴がある場合 |
| ⑦経管栄養（経鼻胃管、胃瘻、経鼻腸管、経胃瘻腸管、食道瘻、持続経管注入ポンプ使用） | ⑮その他医療的ケアと県が認めたもの |
| ⑧中心静脈カテーテルの管理（中心静脈栄養、肺高血圧症治療薬、麻薬など） | |
| ⑨皮下注射（インスリン、麻薬など）、持続皮下注射ポンプ使用 | |

【問い合わせ先】

富山県厚生部障害福祉課 地域生活支援係
TEL：076-444-3213 FAX：076-444-3494